

地域の魅力商品PR業務委託 質問回答書

令和6年5月21日

No.	質問項目	質問内容	回答
1	催事内容について	催事場で特産品を使って調理した商品を提供する場合、市に事前にメニュー提供は必要ですか？	観光協会で販売している商品は市としても把握ができていますが、それ以外の商品を提供する場合は、事前に市へ情報提供してください。
2	天候についての延期	開催予定日時に悪天候になった場合の振替日はどうなりますか。	振替日は想定していませんので、悪天候等でも開催に支障が無いような提案をお願いします。
3	商品の選択	商品については、加工食品、生鮮品、食品以外価格など選択基準はありますか？	特にありません。
4	商品の支払いについて	販売にあたり、お預かり商品が売り切れなかった場合、返品してもよろしいのでしょうか、それとも買上げでしょうか。それぞれ個別に出荷メーカーさんとの決定でよいでしょうか？	出店者と調整の上、決定してください。
5	仕様書 2 業務目的	魅力商品の中で、目玉商品となるものを教えてください	令和5年度に開発した旭色みやげは、どれも本市の地域資源をである紅茶やいちじくを活かした商品になっていますので、全ての商品を目玉商品として販売PRしていただきたいと考えています。 また、令和6年9月頃から開催する旭色プロジェクトに参加いただいた事業者が開発した新メニューも目玉商品になるのではないかと考えています。
6	仕様書 2 業務目的	お土産品の中で、現在販売可能な物品と販売可能数を教えてください	尾張旭市まち案内で販売している商品は可能です。 販売可能数については、尾張旭市観光協会やその他事業者へ確認してください。

地域の魅力商品PR業務委託 質問回答書

令和6年5月21日

No.	質問項目	質問内容	回答
7	仕様書 4 業務内容	本事業において、広報大使である TOMO さんに観光プロモーションの協力をお願いすることは可能ですか。	市のふるさと大使 TOMO さんは、(株)ライジングプロダクションとの調整となります。 本事業への起用を行う際は、まず市にお話をいただきたいと思いますと考えております。
8	仕様書 4 業務内容 (1) 催事販売等の 実施力	催事の都合上、設定NG日に観光協会に負荷をかけないかたちで、県内での出店は可能か。	基本的には設定しないこととしていますが、契約締結後、市と調整することは可能です。
9	仕様書 4 業務内容 (1) 催事販売等の実施	出店は観光協会が実施するもの(観光協会の出張販売)と想定してよいですか	尾張旭市観光協会と協力して行っていくことを前提としていますので、観光協会への出店依頼はしていただきたいと思います。 観光協会の都合上、出店が難しい場合等は調整することは可能です。 また、出店は観光協会に限定しているものではなく、「仕様書 4 業務内容 (2) 販売商品及び出店者の調整」にあるように出店者の募集や委託販売を実施したいいただくことも可能です。